

福岡市 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年6月28日

福岡市 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

1. 都市再生・まちづくり分野

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

- ① 国家戦略特区法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

【公安委員会との合意を経た上で、今秋を目途に実施】

i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・ 天神 15 号線(新天地メルヘン広場)、天神 1577 号線(パサージュ広場)、上川端 322・326・327 号線(川端商店街)

ii) We Love天神協議会

- ・ 天神 18 号線(きらめき通り)

iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・ 博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)

iv) 御供所まちづくり協議会

- ・ 博多駅前 10 号線(承天寺通り)

※ その他、旅館業法の特例(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)の活用などについても、早急に検討を行う。

Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、「区域方針」(平成26年5月1日内閣総理大臣決定)に定められた「政策課題」に基づく、以下の具体的数値目標等も設定しつつ、次回の区域会議までに精査・検討する。

○ 起業等スタートアップに対する支援による開業率の向上

	(平成 24 年度)	(平成 30 年度)
・ 開業率:	6.2%	→ 13.0%
・ 年間新規雇用者数:	147,908 人	→ 200,000 人
・ 成長分野・本社機能の進出企業数:	43 社/年	→ 55 社/年
	(23~25 年度平均)	

○ MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

	(平成 24 年度)	(平成 30 年度)
・ 国際コンベンション開催件数	252 件/年	→ 300 件/年
・ 展示会への参加者数	805,325 人/年度	→ 1,000,000 人/年度

Ⅳ. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。【今秋を目途に速やかに実施】

また、本センターは、福岡市による起業促進のためのワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」(注)と一体的に運営する。【同上】

(注)「スタートアップカフェ」

- ・ スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

※ その他、上記「検討方針」に掲げられた「外国医師の診察解禁」や「古民家等の歴史的建築物の活用」などの全国規模での規制改革事項についても、積極的に活用し、関連事業を速やかに開始する。

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、福岡市国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

(1) 外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ

- 外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準(500万円以上)を引き下げ、法令への記載等の透明性の向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

(2) 法人設立手続の簡素化・迅速化

- グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続のワンストップ化や簡素化を検討する。

(3) 出入国手続の迅速化・円滑化

- MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みについて検討する。

(4) 航空法高さ制限のエリア単位での緩和

- エリア単位で計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、民間ビルの建て替えを促進し、より質の高いまちづくりを推進するため、建物ごとの個別審査により行われている航空法に基づく高さ制限の緩和承認を、一定のエリア単位で行うことを検討する。

(5) 税制(法人税など)

- スタートアップに着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。